

## 第 1 回～第 3 回申請と第 4 回、第 5 回申請の工事の方法の整合について

## 1. 概要

2021 年 12 月 23 日のヒアリングでの指摘を踏まえ、第 1 回～第 3 回申請の工事の方法における旧加工規則の四号検査「加工施設の性能検査」を別途申請するとした記載と、その後の第 4 回、第 5 回申請における改正加工規則の二号検査「機能及び性能に係る検査」を実施するとした記載についての整合性を明確にする。

## 【2021 年 12 月 23 日 指摘内容】

第 1 回～第 3 回の申請で別途申請するとした「加工施設の性能検査」は、旧加工規則の四号検査を加工施設の性能検査と位置づけているもの。それが今回の第 5 回の二号検査ということで、個別の二号検査を意図しているように見える。本来であれば、旧四号検査相当の加工施設の性能検査を、新たな二号検査の中で実施するような項目を起こしてやっていただきたいと思う。

## 2. 第 1 回～第 3 回申請の旧四号検査の記載について

第 1 回～第 3 回申請の別途申請する旧四号検査の記載は、第 1 回～第 3 回で申請した建物等の検査の後に、旧四号検査に該当する個別のインターロック・警報機能等に係る検査（第 4 回、第 5 回で申請）を実施することを意図して記載したものである。

旧四号検査において、「加工施設の最大処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき」とあるが、本施設では、核燃料物質を用いた試験運転をしなければ技術基準規則への適合を確認できないものはないため、既認可においても構造、強度等の検査完了後の適当な時期（その他の原子力規制委員会が適当と認めるとき）に加工施設の性能検査として、個別のインターロック・警報機能等の検査を実施し、施設に必要な性能が確保されていることを確認している。

四 加工施設の性能に関する事項 加工施設の最大処理能力で試験運転を行うとき<sup>※1</sup>その他の原子力規制委員会が適当と認めるとき<sup>※2</sup>。

（注）本施設において※1の時期に該当する検査なく、既認可においても※2の時期に該当する個別のインターロック・警報機能等の検査を実施し、施設に必要な性能が確保されていることを確認している。

## 3. 第 4 回、第 5 回申請の二号検査の記載について

第 3 回申請の認可後の令和 2 年 4 月に加工規則の改正が行われ、同条項は改正規則の二号検査「機能及び性能を確認するために十分な方法」に変更となったため、第 4 回、第 5 回申請の工事の方法においては、改正規則に基づき二号検査を実施すると記載した。この二号検査には、第 1 回～第 3 回申請で別途申請するとした加工施設の性能検査が含まれており、整合性に問題はないと考える。

なお、加工施設の性能検査としては、「加工施設の最大処理能力で試験運転を行うとき」ではなく、既認可と同様に構造、強度等の検査完了後の適当な時期（その他の原子力規制委員会が適当と認めるとき）に個別のインターロック・警報機能等の検査を実施し、最終的にこれらの個別の検査が問題なく完了し、施設に必要な性能が全て確保されていることを確認することとしたい。

## 新旧加工規則の比較

旧加工規則 (第1回申請～第3回申請)	新加工規則 (第4回申請, 第5回申請)
<p>(使用前検査の実施)</p> <p>第三条の六 法第十六条の三第一項 の使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一 気密又は水密を要する材料又は部品に関する事項 非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。</p> <p>二 加工設備本体、核燃料物質の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。</p> <p>三 放射線管理施設又はその他の加工施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。</p> <p><b>四 加工施設の性能に関する事項 加工施設の最大処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。</b></p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第三条の四の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p><b>二 機能及び性能を確認するために十分な方法</b></p> <p>三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。</p>

### 第1回～第3回申請と第4回, 第5回申請の工事の方法の比較

